

もしもに備えて…

生産緑地所有者の方に万が一のことがあり相続が発生した場合、相続された方が引き続き農業を行っていくか、生産緑地の買取申出（売却）を行うかという選択肢があります。

農業を続けるため相続税納税猶予を受けられる場合には、農業委員会が発行する「**相続税の納税猶予に関する適格者証明書**」が必要です。相続税の申告書は、生産緑地所有者の方が亡くなった日の翌日から10ヶ月以内に税務署に提出しなければなりません。

買取申出を行うには、農業委員会が発行する「**生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願**」が必要です。ただし、買取申出をするとその土地についてそれ以上納税猶予は受けられなくなります。

いずれの場合にも、**お早めに農業委員会にご相談ください。**

農地に関すること、農業の継続に関することは、日頃からご家族で話し合っておくことが大切です。

今後の予定

■ 産業祭 (福生ふれあいフェスティバル)

日時：10月27日（日）10時から
場所：福生野球場 **<今年は野球場！！>**
地場産野菜の直売を行います。少しでも多くの野菜の出荷をお願いします。地区担当農業委員が農業者のお宅に伺います。



■ 農産物共進会

日時：11月17日（日）午前9時から
場所：JAにしたま福生支店駐車場
農産物の直売を行います。

お気軽にお問い合わせください！

福生市農業委員会事務局

(福生市生活環境部 シティセールス推進課)

TEL 042-551-1699

FAX 042-552-2622

E-mail f-sinkou@city.fussa.tokyo.jp

農地パトロールを実施しました

5月24日（金）に農地パトロールを実施し、対象農地の所有者の方にはパトロール結果を文書で通知しました。

特に生産緑地や相続税納税猶予適用農地をお持ちの方は、適切に管理されていないとみなされた場合、主たる従事者の死亡・故障による買取申出ができない、相続時に相続税の納税猶予が受けられないなど税制上の優遇を受けられなくなるおそれがあります。今後も、農地の適正な肥培管理に努めていただくようお願いいたします。

なお、農地管理にお困りの際は、担当地区の農業委員にご相談ください。

次回の農地パトロールは11月に実施予定です。より一層の適正な肥培管理をよろしくお願いいたします。

